

総社市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 5 号

総社市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

総社市行政手続条例施行規則（平成 1 7 年総社市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には，当該移動条を当該移動後条とし，移動後条に対応する移動条が存在しない場合には，当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分） 第 2 条 略 <u>（公示の方法）</u> 第 3 条 <u>条例第 1 5 条第 4 項（条例第 2 2 条第 3 項及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は，行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第 1 5 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき，正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち，次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> <u>（1）行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u> <u>（2）インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</u> （職員以外に聴聞を主宰することができる者）	（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分） 第 2 条 略 （職員以外に聴聞を主宰することができる者）

改正後	改正前
<u>第4条</u> 略	<u>第3条</u> 略

附 則

この規則は，公布の日から施行する。